

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年6月15日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
水産動植物の種類								
なまこ漁業 (なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	8月1日から3月31日まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉伊郡（普代村を除く。）に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市及び上閉伊郡に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし

なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く）	なまこ	潜水器	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	8月1日から3月31日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉伊郡（普代村を除く。）に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市及び上閉伊郡に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

(3) 備考

① この許可の有効期間は、令和4年8月1日（令和4年8月2日以降の場合は許可の日）から、令和5年3月31日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(1) なまこ漁業（なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く）

ア 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。

イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(2) なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く）

ア 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。

イ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他

の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。